

熱損失防止改修工事証明書

証明申請者	住 所	東京都千代田区霞ヶ関〇ー×ー△			
	氏 名	住宅 太郎			
家屋番号及び所在地				東京都千代田区霞ヶ関〇ー×ー△	
工事の種別及び内容	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事			
	上記と併せて行った改修工事	1 天井等の断熱性を高める改修工事			
		② 壁の断熱性を高める改修工事			
		3 床等の断熱性を高める改修工事			
工事の内容	・窓の断熱性を高める工事：居室の窓（8ヶ所）を複層ガラス（空気層6mm）に交換 ・壁の断熱性を高める工事： 外気に接する壁全てに住宅用グラスウール断熱材24K相当を90mm使用して外壁断熱工法により施工				
熱損失防止改修工事を含む工事の費用の額（全体工事費）				2,800,000円	
上記のうち熱損失防止改修工事の費用の額				1,900,000円	

一定の省エネ改修工事を行い、省エネ改修促進税制(固定資産税)の適用を受ける場合

【リフォーム工事の概要】

・工事内容：

- ①居室の窓の改修工事
- ②壁の断熱性を高める工事
(改修部位は全て現行の省エネ基準を満たす工事)
- ③高効率給湯器の設置工事

・工事費用：280万円
費用は全額自己資金で調達

上記の工事が地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事に該当することを証明します。

平成21年 7月31日

証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関	氏名又は名称	建築 太郎			
	住 所	東京都千代田区霞ヶ関〇ー〇ー〇			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号			
		登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）			
指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合	指定・登録年月日及び指定・登録番号				
	指定・登録をした者				
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名 称				
	所 在 地				
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別				
	登録年月日及び登録番号				
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名				
	住 所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）		
建築基準適合判定資格者の場合		登録番号			
		登録を受けた地方整備局等名			
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	住 所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）		
建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付			
		合格通知番号又は合格証書番号			

窓の断熱性を高める工事と併せて行った改修工事がある場合は、該当する工事に○印を記入してください。

税制の適用要件を満たす工事であることが明確に分かるよう、施行内容を具体的かつ明瞭に記載してください。熱損失防止改修工事に該当しないもの（この場合、③の工事）については、記載不要です。

証明をした建築士が登録している建築士事務所や登録番号等を記載してください。

建築士が証明をした場合は、この欄に記入する必要はありません。

備 考

- 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事について、次により記載すること。なお、「必須となる改修工事」の欄中「窓の断熱性を高める改修工事」とあるのは、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号）別表第1に掲げる地域の区分におけるⅥ地域にあっては、「窓の日射遮蔽性を高める改修工事」とする。
(1) 「上記と併せて行った改修工事」の欄には、改修工事を行った部位（窓は必須とする。）が地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事（以下「熱損失防止改修工事」という。）により新たに現行の省エネ基準を満たすこととなった場合において、当該工事が窓の断熱性を高める改修工事と併せて行った当該欄に掲げるもののいずれかに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする（該当するものがない場合は記入を要しない。）。
(2) 「工事の内容」の欄には、工事を行った家屋の部分、工事面積、工法、熱損失防止改修工事の内容等について、当該工事が熱損失防止改修工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう工事の内容を具体的に記載するものとする。
- 「熱損失防止改修工事の費用の額」の欄には、窓の断熱性を高める改修工事及びそれと併せて行った「上記と併せて行った改修工事」の1から3のいずれかに該当する改修工事の費用の合計額を記載するものとする。

- 5 「証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関」の欄における「氏名又は名称」及び「住所」の欄について、指定確認検査機関が証明した場合であって当該機関が指定を受けた後に建築基準法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った名称及び住所を、登録住宅性能評価機関が証明した場合であって当該機関が登録を受けた後に住宅の品質確保の促進等に関する法律第10条第2項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った氏名又は名称及び住所を記載するものとする。
- 6 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄における「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄について、建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号を記載するものとする。